「独立行政法人海洋研究開発機構（」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む」に改め、同項第六十九号中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）」に改め、同項第九十六号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同項第百三十二号を次のように改める。

百三十二　国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第四十三条第二項第六号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む」に改め、同項第十八号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第百七十三条の規定による改正前の」に、「を含む」を「及び同法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む」に改め、同項第三十一号を次のように改める。

三十一　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む。）

第四十三条第二項第四十号及び第四十一号を次のように改める。

四十　国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む。）

四十一　国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所を含む。）

第四十三条第二項第六十号を次のように改める。

六十　国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構を含む。）

第四十三条第二項第六十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同項第百十七号を次のように改める。

百十七　国立研究開発法人日本医療研究開発機構

第八章の二の章名中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四十四条の五第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　法第百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者について法の規定を適用する場合における第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の二、第十二条の五及び第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項	に規定する公務上の災害	に規定する公務上の災害（独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の業務上の災害を含む。以下この項において同じ。）
第十二条第一項及び第二項	行政執行法人の負担に係るもの	行政執行法人の負担に係るもの並びに法第百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第四項の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの	第十二条の三第一項	同項（法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十二条の三第三項	同項（法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
---	---	---	---	---	---	---
			及び第三号から第四号まで	三　独立行政法人国立印刷局当該事業年度において独立行政法人国立印刷局の職員である組合員に支給される育児休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額 四　独立行政法人国立病院機構当該事業年度において独立行政法人国立病院機構の職員である組合員に支給される育児休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額	及び第三号	三　独立行政法人国立印刷局当該事業年度において納付されるべき基礎年金拠出金のうち当該額に相当する額の組合員の標準報酬月額の合計額に一定の率を乗じて得た額 四　独立行政法人国立病院機構当該事業年度において納付されるべき基礎年金拠出金のうち当該額に相当する額の組合員の標準報酬月額の合計額に一定の率を乗じて得た額